

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月14日提出
【計算期間】	第5特定期間（自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日）
【ファンド名】	野村グローバル・ファンズ・プレミアム（3ヵ月決算型） （以下「ファンド」といいます。なお、「野村グローバル・ファンズ・プレミアム」と称する場合があります。）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

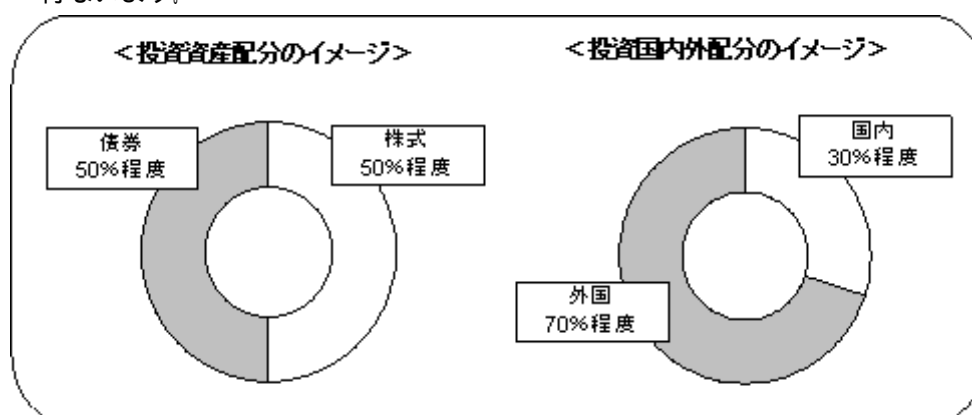
第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

国内・米国・欧州・新興国¹の株式、国内・米国・欧州・新興国の債券²、ならびにハイ・イールド債³の各資産を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン的追求を目指して運用を行ないます。



1 「新興国」とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

2 「債券」とは、国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債などをいいます。

3 「ハイ・イールド債」とは、債券などの格付機関（スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）、ムーディーズ社など）によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいい、当ファンドにおいては、主として外国のハイ・イールド債に実質的に投資します。

- [1] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります。）に投資信託証券の運用の指図に関する権限を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、投資対象資産毎に、運用において優れていると判断した投資信託証券を一つもしくは少数選定し、分散投資を行ないます。
- [2] 投資対象資産毎の基本投資割合を定め、それをベースに、一定の範囲で中期的な市況見通しに応じて機動的に投資信託証券への配分比率を変更（投資対象資産の配分を調整（アセット・アロケーション））することにより、更なる収益の追求を目指します。
- [3] 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の概ね80%以上を維持することを基本とします。
- [4] 投資する投資信託証券で、外国の株式もしくは外国の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券については、実質的な外貨建資産について為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

[5] 毎年、1月、4月、7月、10月の各17日（当該日が休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、毎決算時に分配を行ないます。分配金額は、利子・配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

指定投資信託証券は、各々ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「JPMジャパン50・オープンF」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「JPMジャパン50・オープン・マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針（2）投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分省略して記載する場合があります。

受益権の信託金限度額は5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村グローバル・ファンズ・プレミアム（3ヵ月決算型））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券)資産配分 固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年1月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

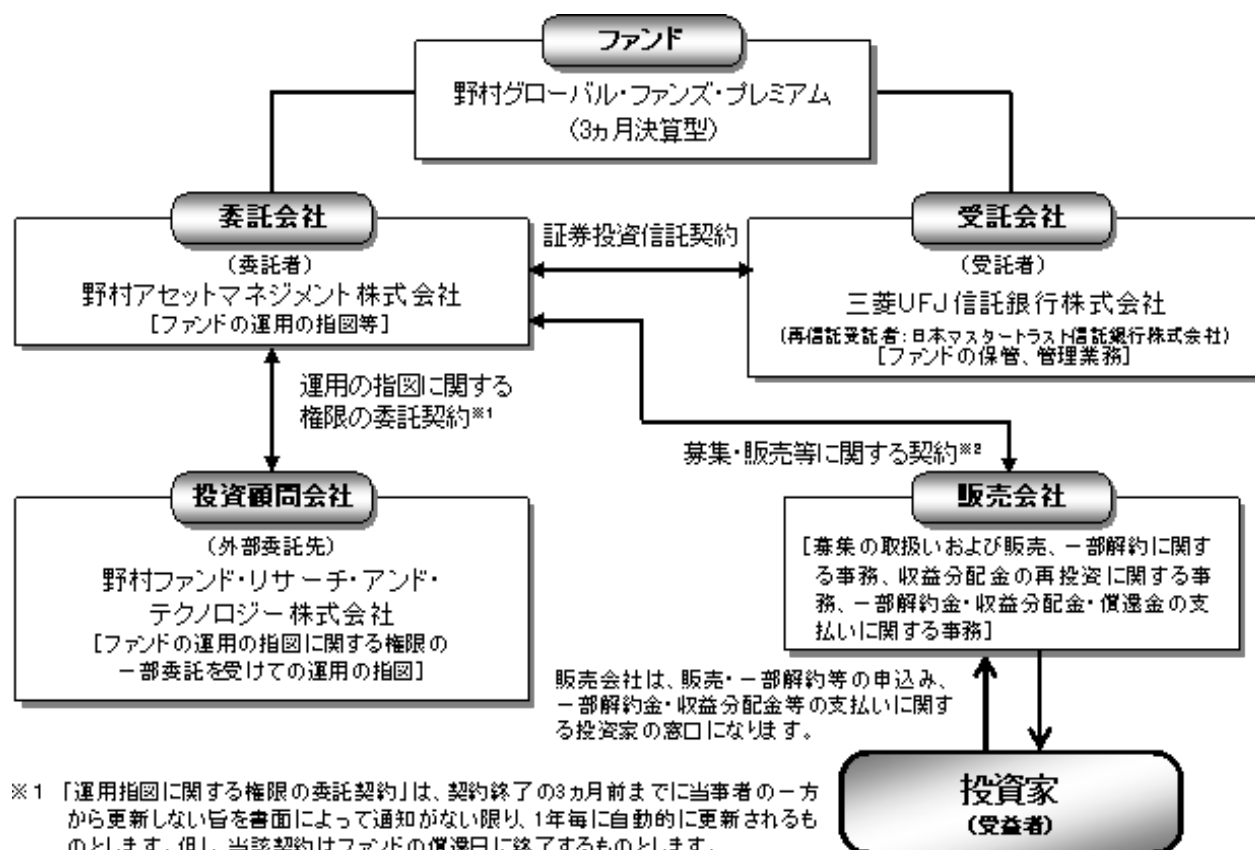
[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

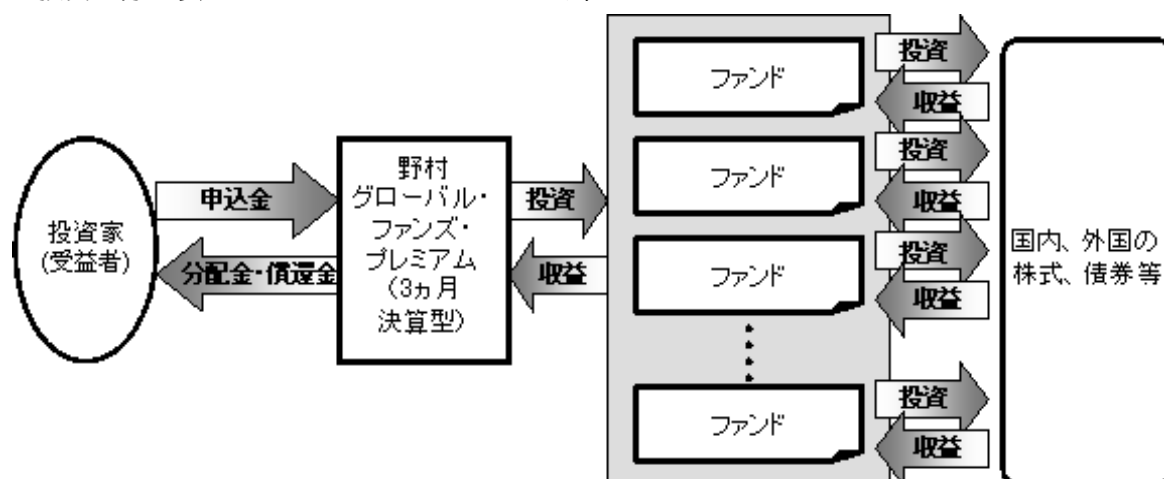
- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】



■ ファンド・オブ・ファンズについて ■

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に国内、外国の株式、債券等に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考) 指定投資信託証券について」をご参照ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

委託会社の概況

■ 委託会社 ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

平成21年2月末現在、17,180百万円

・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日

委員会等設置会社へ移行

・ 大株主の状況(平成21年2月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

〔1〕主として、国内・米国・欧州・新興国の株式、国内・米国・欧州・新興国の債券、ならびにハイ・イールド債の各資産を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

〔2〕野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります。）に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

指定投資信託証券は定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。

この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（ファンド設定時以降に設定された投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

委託する範囲：投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）

委託先名称：野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

委託先所在地：東京都千代田区

委託に係る費用：上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年1月および7月における信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は信託財産の日々の純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

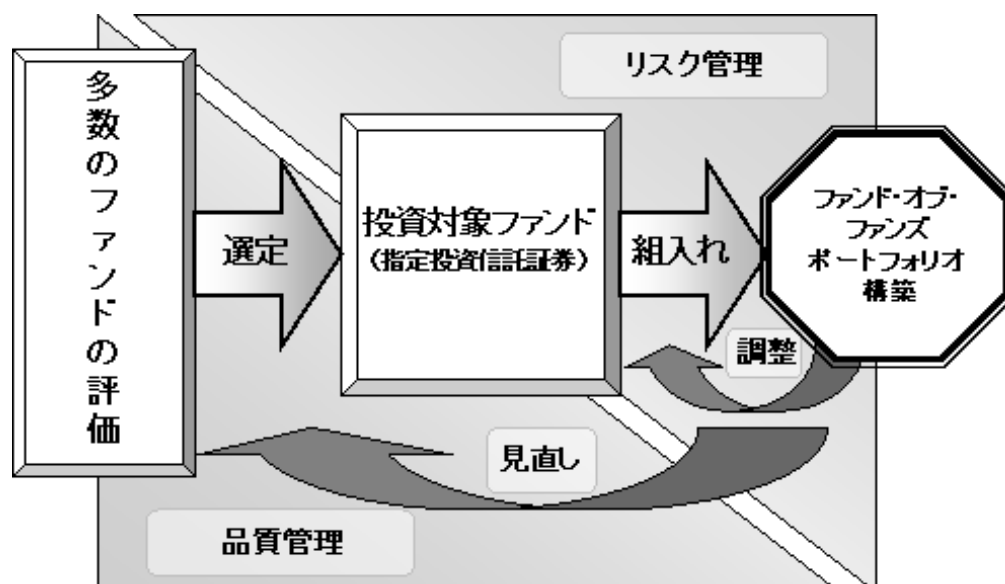
(平均純資産総額)	(率)
500億円以下の部分	年0.4000%
500億円超1,000億円以下の部分	年0.3875%
1,000億円超の部分	年0.3750%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

- 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



[3] 投資対象資産毎の基本投資割合を定め、それをベースに、下記の範囲で、中期的な市況見通しに応じて機動的に投資信託証券への配分比率を変更（投資対象資産の配分を調整（アセット・アロケーション））することにより、更なる収益の追求を目指します。

- 株式を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね30%～70%程度
- 債券を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね30%～70%程度
- 外国の株式もしくは外国の債券を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね50%～90%程度
- 新興国の株式または新興国の債券もしくはハイ・イールド債を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね0%～25%程度

当面、国内・米国・欧州・新興国の株式、国内・米国・欧州・新興国の債券、ならびにハイ・イールド債の9つの各資産を指します。

- 各投資対象の投資信託証券への配分比率の変更（投資対象資産の配分を調整（アセット・アロケーション））にあたり、NFR&Tは、資産配分アドバイザーから情報の提供およびアドバイスを受けます。なお、資産配分アドバイザーは、NFR&Tの評価により、将来、交代・変更される場合があります。

平成21年4月14日現在、資産配分アドバイザーは、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社です。

同社は、グローバル資産配分について世界有数の運用規模で長期に亘りアセットアロケーション戦略を展開しているUBSグローバル・アセット・マネジメント（ユービーエス・エイ・ジーの一部門）の日本拠点として投資顧問サービス等を提供しており、ユービーエス・エイ・ジーの100%子会社になります。

（平成21年4月14日現在）

< 表 1：基本投資割合 >

	株式		債券		合計
国内	日本株式	20%程度	日本債券	10%程度	30%程度

外国	米国株式	16%程度	米国債券	18%程度	70%程度
	欧州株式	9%程度	欧州債券	17%程度	
	新興国株式	5%程度	ハイ・イールド債	3%程度	
	-		新興国債券	2%程度	
合計	50%程度		50%程度		

- 基本投資割合をベースとし、下記＜表２：変動範囲＞の中で、中期的な市況見通しに応じて機動的に投資信託証券への配分比率を変更（投資対象資産の配分を調整（アセット・アロケーション））することにより、更なる収益の追求を目指します。

＜表２：変動範囲＞

	株式		債券		合計
国内	日本株式	5%～35%程度	日本債券	0%～25%程度	10%～50%程度
外国	米国株式	1%～31%程度	米国債券	3%～33%程度	50%～90%程度
	欧州株式	0%～24%程度	欧州債券	2%～32%程度	
	新興国株式	0%～10%程度	ハイ・イールド債	0%～8%程度	
	-		新興国債券	0%～7%程度	
合計	30%～70%程度		30%～70%程度		

上記基本投資割合や変動範囲は、将来的に、長期的な市場構造の変化や投資対象間のリターン・リスク関係の変化等に基づき見直す場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）

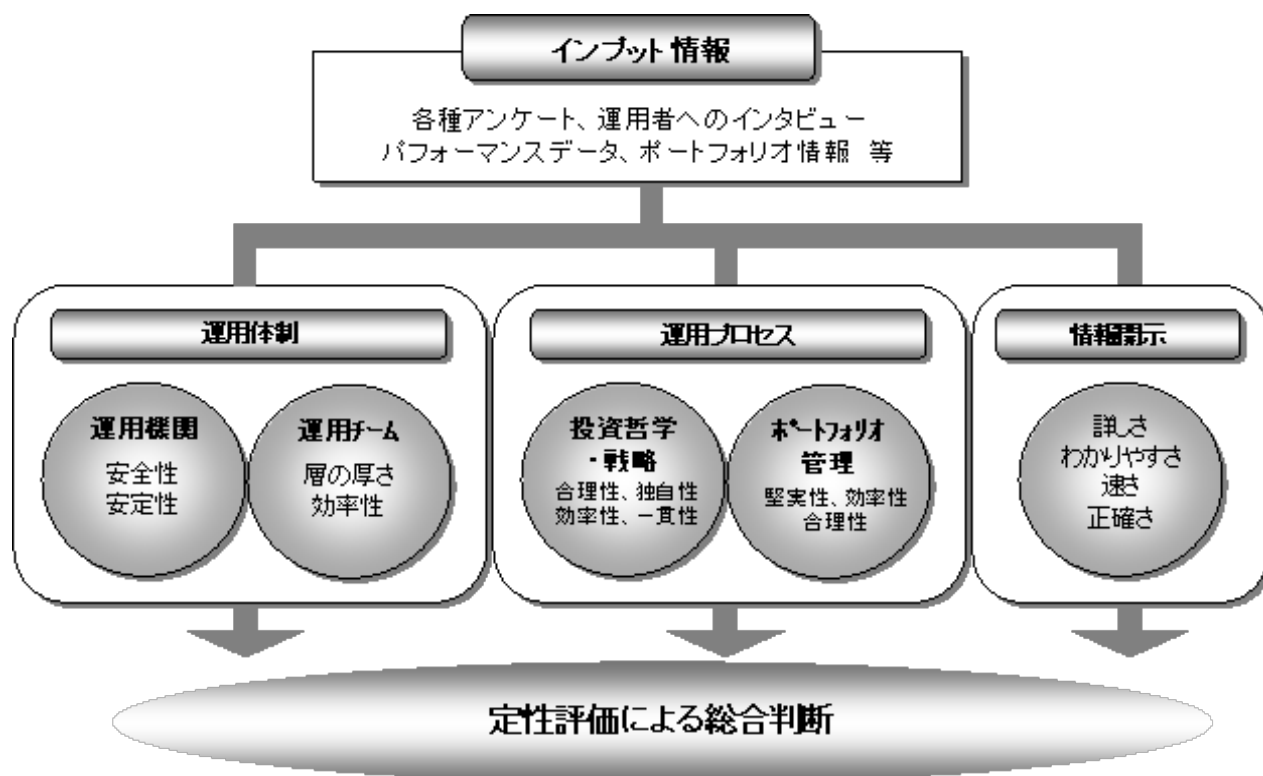
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

■NFR&Tのファンドの定性評価■

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成21年4月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

国内・米国・欧州・新興国の株式、国内・米国・欧州・新興国の債券、ならびにハイ・イールド債の各資産を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

	実質的な主要投資対象	指定投資信託証券
1	国内株式	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）
2	米国株式	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB（適格機関投資家専用）
3	欧州株式	ピクテ欧州ファンドFB（適格機関投資家専用）
		MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）
4	新興国株式	JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）
5	国内債券	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）
6	米国債券	ノムラ・ブラックロック米国債券オープンFD（適格機関投資家専用）
7	欧州債券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
		アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
8	新興国債券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）
9	ハイ・イールド債	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）
		AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）

上記は平成21年4月14日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者(委託者から委託を受けた者を含みます。以下、同じ。)は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成21年4月14日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

ファンドの関係法人のうち ＜販売会社＞	野村信託銀行株式会社
＜申込手数料＞	申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

＜各F / FB＞

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

＜各FD＞

- ・各投資信託証券により異なります。
- 詳しくは、各投資信託証券の「（E）投資方針等（4）収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

また、「ファンド」という場合があります。

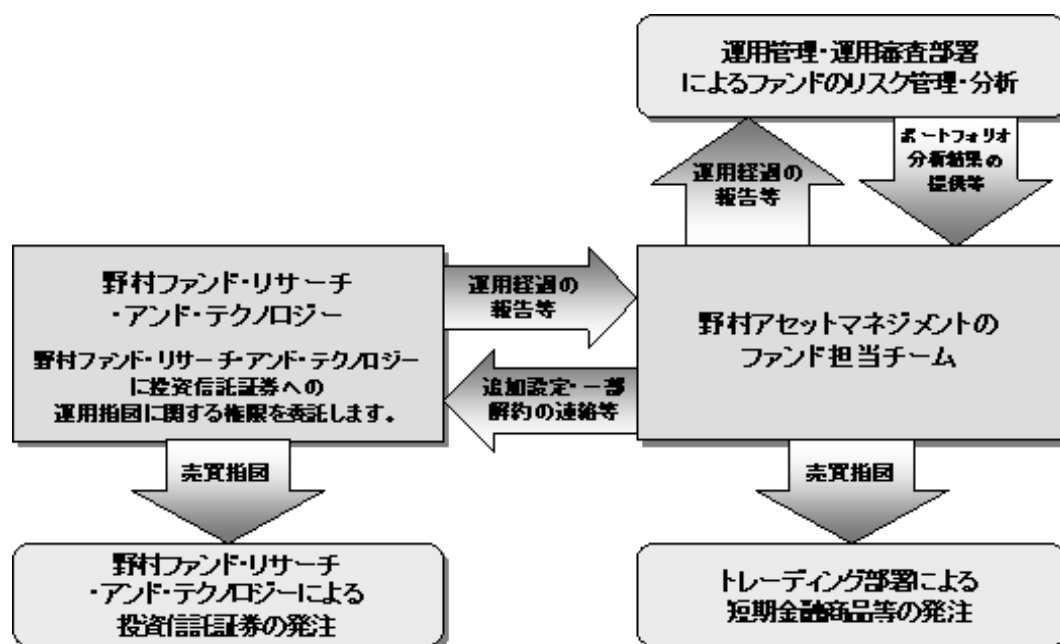
指定投資信託証券の委託会社の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

[次へ](#)

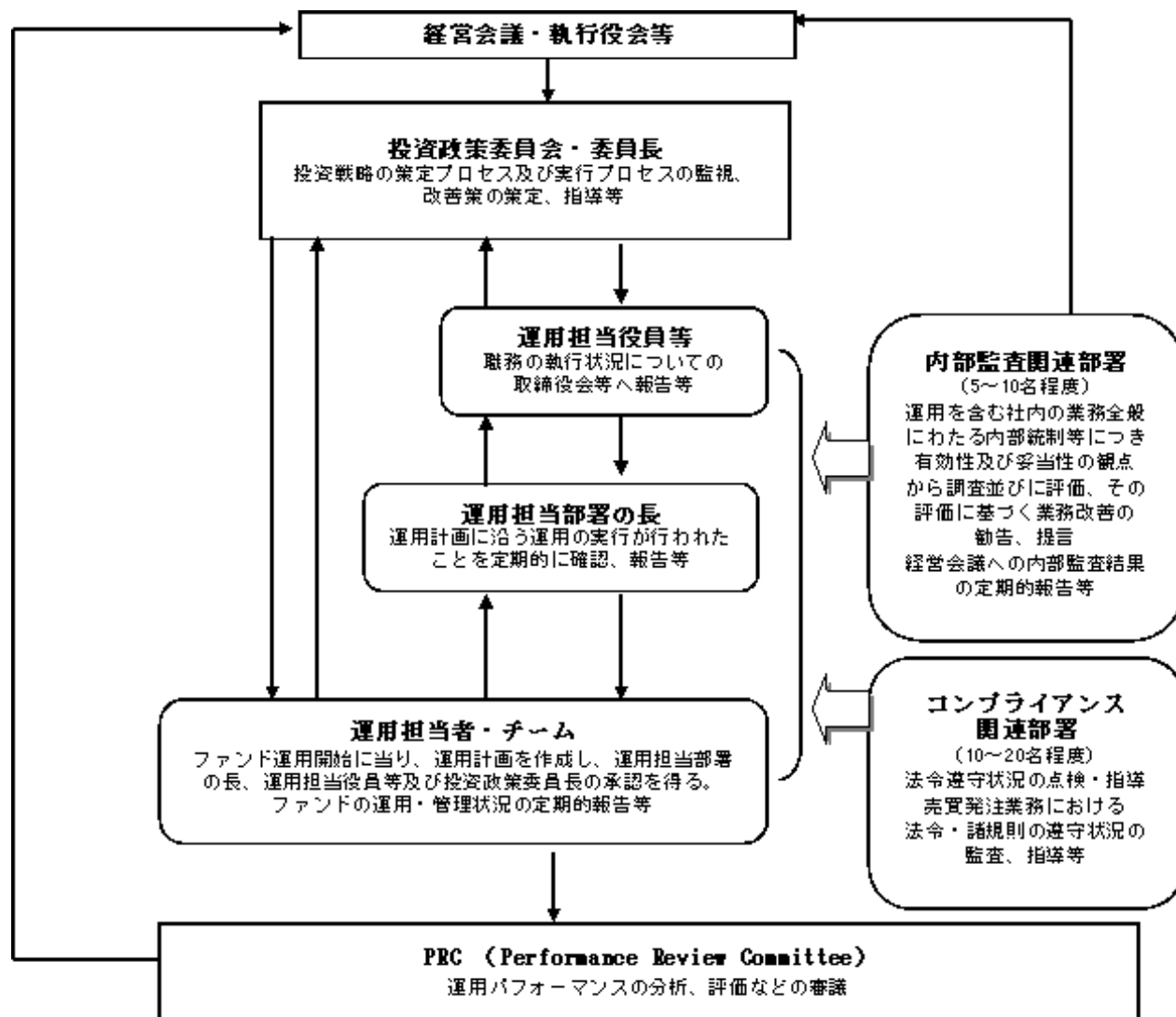
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成21年4月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年4回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として毎年1月、4月、7月および10月の各17日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(5)【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第26条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第33条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売

却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

■主な変動要因■

[株価変動リスク]

ファンドは、株式を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね30%～70%程度の範囲となることを目途としますので、株価変動等の影響を受けます。

[金利変動リスク]

債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは、債券を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね30%～70%程度の範囲となることを目途としますので、金利変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

投資対象とする投資信託証券のうち、外国の株式もしくは外国の債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

[信用リスク]（クレジットリスク）

投資対象とする投資信託証券が実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。特に、新興国の債券やハイ・イールド債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

[カントリーリスク]

投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する新興国の経済状況は先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交悪化などが証券市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

■その他の変動要因■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

投資対象とする投資信託証券が実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドが主要投資対象とする各投資信託証券は、各々ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、各投資信託証券が投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、各投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の販売会社は、委託者（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託者の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託者と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、ファンドにおいて、委託者（運用の権限委託先を含みます。）が各投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、この場合の申込手数料は無手数料となっております。

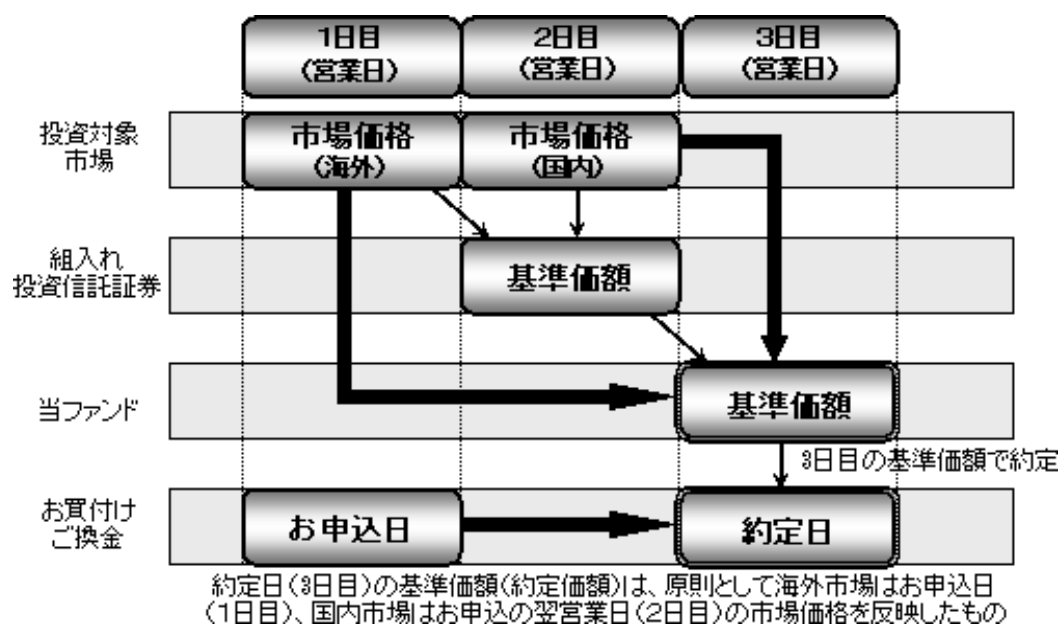
ファンドが投資する投資信託証券の基準価額は、一般的な投資信託と同様に原則として当日のわが国の証券市場の値動きを反映して、毎営業日計算されます（外国の証券等については、通常、時差の関係から前日の終値等取得できる直近の値動きを反映して計算されます。）。

ファンドの基準価額は、原則として組入れ投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、国内資産や外国資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

例えば、国内市場の本日の値動きが組入れ投資信託証券の基準価額に反映されるのは当該日であり、翌営業日にファンドの基準価額に反映されます（外国の有価証券に関する日本と同日付の現地での値動きが組入れ投資信託証券の基準価額に反映されるのは、時差の関係から当該日の翌営業日となり、翌々営業日にファンドの基準価額に反映されます。）。

なお、買付および換金の申込の場合の約定価額の基準日については、通常の投資信託に用いる約定価額の基準日より1営業日後にずらすことによって、一般的な投資信託と実質的に同様の市場価格を反映する基準日となるよう調整しております。

< 基準価額算出のイメージ図 >



ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式・公社債など値動きのある証券に実質的に投資します（また、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に実質的に投資を行う場合には、このほかに為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

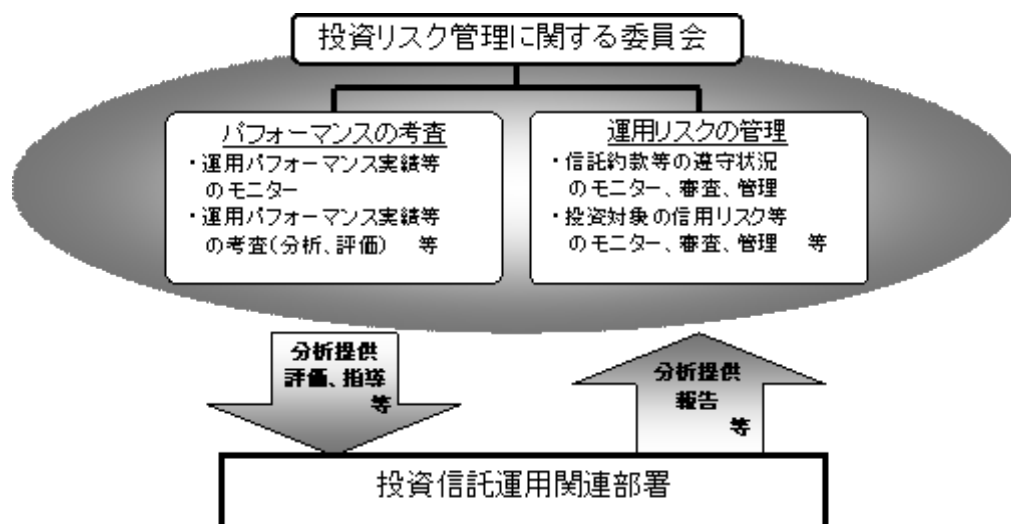
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成21年4月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に2.625%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額）（税抜2.5%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の126（税抜年10,000分の120）の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の60	年10,000分の55	年10,000分の5

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年1月および7月における信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は信託財産の日々の純資産総額に、次の率（税抜）を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.4000%
500億円超1,000億円以下の部分	年0.3875%
1,000億円超の部分	年0.3750%

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
JPMジャパン50・オープンF	0.8505%（税抜0.81%）
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB	0.91875%（税抜0.875%）
ピクテ欧州ファンドFB	0.8925%（税抜0.85%）
MFS欧州株ファンドFB	0.7875%（税抜0.75%）
JPMエマージング株式フォーカスFB	0.9765%（税抜0.93%）
ノムラ日本債券オープンF	0.3675%（税抜0.35%）
ノムラ・ブラックロック米国債券オープンFD	0.42%（税抜0.40%）
ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD	0.4725%（税抜0.45%）
アイエヌジー・欧州債券ファンドFD	0.42%（税抜0.40%）
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD	0.84%（税抜0.80%）
ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.84%（税抜0.80%）

AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD

0.672%（税抜0.64%）

上記の信託報酬率は、平成21年4月14日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値

1.90% ± 0.20%程度

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成21年4月14日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。なお、普通分配金については総合課税を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（2年間の特例措置）]

<収益分配金に対する課税>

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%（所得税7%、地方税3%）の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（個々のファンド・銘柄毎に年間の普通分配金・配当金の額が1万円以下の場合は合計額の計算から除外します。）までは10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告が

必要となります。）。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100万円を超える部分は20%の税率となります。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の金額の合計額が500万円までは10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告による申告分離課税となります）ので、20%の税率となります。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

法人の投資家に対する課税

平成21年3月31日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成21年4月1日からは、15%（所得税15%）となります。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として益金不算入制度の適用はされません。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

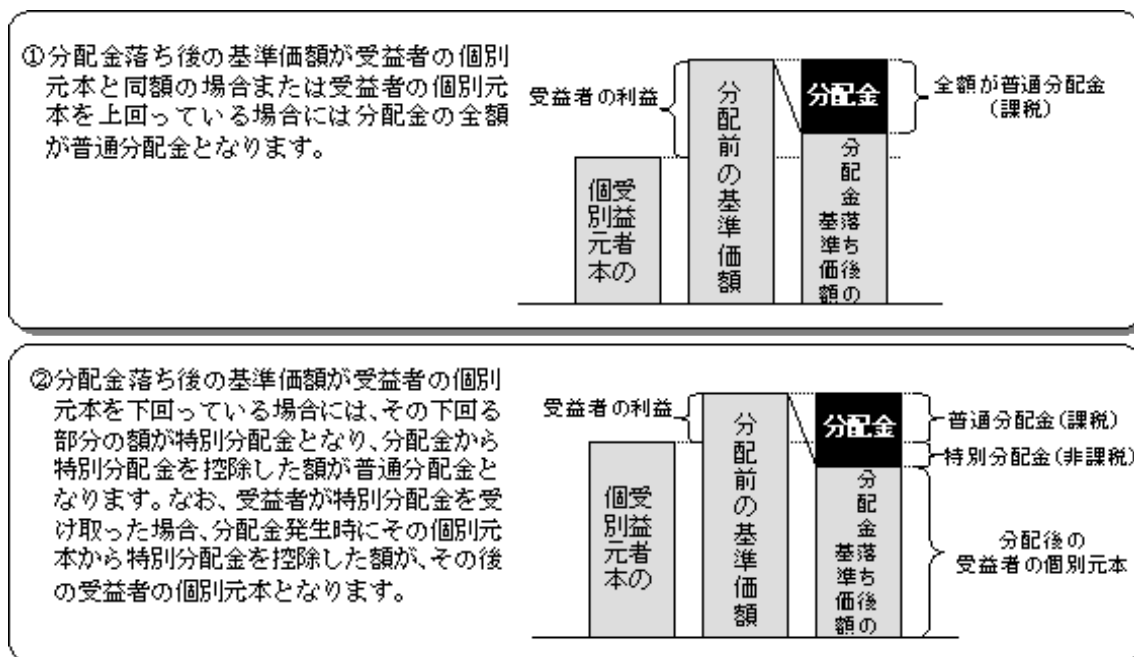
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.625%（税抜2.5%）以内	消費税等相当額

基準価額に、2.625%（税抜2.5%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金	
			平成21年以降 2年間の特例措置による 軽減税率適用の場合	平成21年以降 2年間の特例措置による 軽減税率適用外の部分 及び平成23年1月以降
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金 × 10% ¹	普通分配金 × 20% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	—	換金時の差益（譲渡益） に対して10% ¹	換金時の差益（譲渡益） に対して20% ¹
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益（譲渡益） に対して10% ¹	償還時の差益（譲渡益） に対して20% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。また、特例措置の適用範囲（上限金額、期間）とその内容等について詳しくは「課税上の取扱い」をご覧ください。特例措置の適用範囲を超える場合には確定申告が必要となります。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記「(5)課税上の取扱い」の内容は、平成21年2月末現在で確認できた情報をもとに作成しております。なお、今後税法が改正された場合などには、変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成21年2月27日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	25,116,312,579	99.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	98,137,631	0.38
合計(純資産総額)		25,214,450,210	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

以下に記載する投資信託受益証券の銘柄名は「(適格機関投資家専用)」を省略しております。

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF	829,427	7,557	6,268,598,378	6,851	5,682,404,377	22.53
2	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB	805,599	6,405	5,160,507,468	6,301	5,076,079,299	20.13
3	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ブラックロック米国債券オープンFD	424,656	7,387	3,137,112,227	7,843	3,330,577,008	13.20
4	日本	投資信託受益証券	ピクテ欧州ファンドFB	436,357	7,484	3,265,888,853	7,144	3,117,334,408	12.36
5	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD	426,443	6,940	2,959,881,160	7,024	2,995,335,632	11.87
6	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF	169,384	11,287	1,911,964,246	11,195	1,896,253,880	7.52
7	日本	投資信託受益証券	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD	303,625	4,769	1,448,048,350	5,044	1,531,484,500	6.07
8	日本	投資信託受益証券	JPMエマージング株式フォーカスFB	246,779	5,809	1,433,555,648	6,025	1,486,843,475	5.89

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.61
合計		99.61

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	第1期 (2007年1月17日)	27,870	29,083	1.0341	1.0791
第2特定期間	第2期 (2007年4月17日)	53,481	54,784	1.0262	1.0512
	第3期 (2007年7月17日)	61,436	63,502	1.0406	1.0756
第3特定期間	第4期 (2007年10月17日)	62,860	63,173	1.0046	1.0096
	第5期 (2008年1月17日)	53,718	54,024	0.8785	0.8835
第4特定期間	第6期 (2008年4月17日)	49,456	49,633	0.8410	0.8440
	第7期 (2008年7月17日)	45,830	45,996	0.8249	0.8279
第5特定期間	第8期 (2008年10月17日)	30,776	30,927	0.6134	0.6164
	第9期 (2009年1月19日)	26,137	26,280	0.5489	0.5519
2008年2月末日		52,733	—	0.8791	—
3月末日		48,580	—	0.8211	—
4月末日		51,370	—	0.8806	—
5月末日		51,011	—	0.8875	—
6月末日		48,779	—	0.8629	—
7月末日		46,401	—	0.8492	—
8月末日		44,309	—	0.8364	—
9月末日		39,776	—	0.7786	—
10月末日		29,988	—	0.6034	—
11月末日		27,748	—	0.5657	—
12月末日		27,275	—	0.5695	—
2009年1月末日		26,249	—	0.5547	—
2月末日		25,214	—	0.5394	—

【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	第1期	0.0450 円
第2特定期間	第2期	0.0250 円
	第3期	0.0350 円
第3特定期間	第4期	0.0050 円
	第5期	0.0050 円
第4特定期間	第6期	0.0030 円
	第7期	0.0030 円
第5特定期間	第8期	0.0030 円
	第9期	0.0030 円

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	第1期	7.9 %
第2特定期間	第2期	1.7 %
	第3期	4.8 %
第3特定期間	第4期	3.0 %
	第5期	12.1 %
第4特定期間	第6期	3.9 %
	第7期	1.6 %
第5特定期間	第8期	25.3 %
	第9期	10.0 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年8月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は10万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は10万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合 等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

一般コースについて1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位でお買付できる場合、自動けいぞく投資コースについて1万円以上1円単位でお買付できる場合等があります。

また、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得の申込ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

< 申込手数料 >

- ()取得申込日の翌々営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み分となります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金には行なえません。また、別途、大口換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

手取り額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、所得税および地方

税を差し引いた金額となります。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。)

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、ます。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(平成18年8月25日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎年1月18日から4月17日まで、4月18日から7月17日まで、7月18日から10月17日までおよび10月18日から翌年1月17日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し、3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむをえない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手続

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

■ 換金（解約）の単位 ■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位）で換金できます。

■ 換金（解約）代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個

別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第4【ファンドの経理状況】

野村グローバル・ファンズ・プレミアム(3ヵ月決算型)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期(平成20年1月18日から平成20年7月17日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、当期(平成20年7月18日から平成21年1月19日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期(平成20年1月18日から平成20年7月17日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年7月18日から平成21年1月19日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年1月18日から平成20年7月17日まで)および当期(平成20年7月18日から平成21年1月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年 7月17日現在	当期 平成21年 1月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	571,299,907	347,559,040
投資信託受益証券	45,651,217,858	26,065,564,409
未収入金	100,333,859	-
未収利息	8,145	1,133
流動資産合計	46,322,859,769	26,413,124,582
資産合計	46,322,859,769	26,413,124,582
負債の部		
流動負債		
未払金	35,437,968	-
未払収益分配金	166,678,795	142,844,082
未払解約金	132,818,673	41,828,932
未払受託者報酬	6,553,678	3,790,859
未払委託者報酬	150,734,542	87,189,599
その他未払費用	393,193	227,425
流動負債合計	492,616,849	275,880,897
負債合計	492,616,849	275,880,897
純資産の部		
元本等		
元本	55,559,598,549	47,614,694,133
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,729,355,629	21,477,450,448
（分配準備積立金）	1,414,643,858	1,065,960,929
元本等合計	45,830,242,920	26,137,243,685
純資産合計	45,830,242,920	26,137,243,685
負債純資産合計	46,322,859,769	26,413,124,582

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成20年 1月18日 至平成20年 7月17日	当期 自平成20年 7月18日 至平成21年 1月19日
営業収益		
受取配当金	460,223,464	376,911,032
受取利息	2,344,880	1,051,760
有価証券売買等損益	2,874,216,585	13,775,957,063
営業収益合計	2,411,648,241	13,397,994,271
営業費用		
受託者報酬	13,213,298	9,390,645
委託者報酬	303,905,807	215,984,632
その他費用	792,737	563,381
営業費用合計	317,911,842	225,938,658
営業利益	2,729,560,083	13,623,932,929
経常利益	2,729,560,083	13,623,932,929
当期純利益	2,729,560,083	13,623,932,929
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	28,191,906	237,558,392
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,427,870,730	9,729,355,629
剰余金増加額又は欠損金減少額	834,205,056	1,964,453,997
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	834,205,056	1,964,453,997
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,832,399	32,817,596
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,832,399	32,817,596
分配金	343,105,567	293,356,683
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,729,355,629	21,477,450,448

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成20年1月18日 至 平成20年7月17日	当期 自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は、平成20年1月18日から平成20年7月17日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成20年7月18日から平成21年1月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成20年7月17日現在	当期 平成21年1月19日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 55,559,598,549 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 47,614,694,133 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 9,729,355,629 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 21,477,450,448 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.8249 円 (10,000口当たり純資産額 8,249 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.5489 円 (10,000口当たり純資産額 5,489 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年1月18日 至 平成20年7月17日	当期 自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 100,826,618 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 71,527,933 円

2 分配金の計算過程

平成20年1月18日から平成20年4月17日まで
当該期末における分配対象金額2,019,155,511円(10,000口当たり343円)のうち、176,426,772円
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	75,327,343円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	234,509,249円
分配準備積立金額	D	1,709,318,919円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	2,019,155,511円
当ファンドの期末残存口数	F	58,808,924,056口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	343円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	176,426,772円

平成20年4月18日から平成20年7月17日まで
当該期末における分配対象金額1,805,007,599円(10,000口当たり324円)のうち、166,678,795円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	64,048,376円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	223,684,946円
分配準備積立金額	D	1,517,274,277円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,805,007,599円
当ファンドの期末残存口数	F	55,559,598,549口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	324円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	166,678,795円

2 分配金の計算過程

平成20年7月18日から平成20年10月17日まで
当該期末における分配対象金額1,561,245,461円(10,000口当たり311円)のうち、150,512,601円
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	81,808,898円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	203,667,366円
分配準備積立金額	D	1,275,769,197円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,561,245,461円
当ファンドの期末残存口数	F	50,170,867,153口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	311円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	150,512,601円

平成20年10月18日から平成21年1月19日まで
当該期末における分配対象金額1,403,292,241円(10,000口当たり294円)のうち、142,844,082円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	64,433,285円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	194,487,230円
分配準備積立金額	D	1,144,371,726円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,403,292,241円
当ファンドの期末残存口数	F	47,614,694,133口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	294円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	142,844,082円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成20年1月18日 至 平成20年7月17日	当期 自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成20年1月18日 至 平成20年7月17日		当期 自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日	
期首元本額	61,146,502,446 円	期首元本額	55,559,598,549 円
期中追加設定元本額	251,337,538 円	期中追加設定元本額	123,835,726 円
期中一部解約元本額	5,838,241,435 円	期中一部解約元本額	8,068,740,142 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成20年1月18日 至 平成20年7月17日		当期 自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	45,651,217,858	913,683,173	26,065,564,409	2,866,007,430
合計	45,651,217,858	913,683,173	26,065,564,409	2,866,007,430

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成20年1月18日 至 平成20年7月17日)

該当事項はございません。

当期(自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年1月19日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年1月19日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）		2,101,650,552	
	ノムラ - ブラックロック米国債券オープンFD（適格機関投資家専用）		3,579,101,824	
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB （適格機関投資家専用）		5,060,582,730	

	ピクテ欧州ファンドFB（適格機関投資家専用）		3,027,055,038	
	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）		6,078,538,080	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		3,092,610,696	
	JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）		1,390,629,310	
	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）		1,735,396,179	
投資信託受益証券計	銘柄数：8		26,065,564,409	
	組入時価比率：99.7%		100%	
合計			26,065,564,409	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年2月27日現在

資産総額	25,457,844,184	円
負債総額	243,393,974	円
純資産総額(-)	25,214,450,210	円
発行済口数	46,747,000,218	口
1口当たり純資産額(/)	0.5394	円

第5【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	第1期	27,799,499,561	846,868,490	26,952,631,071
第2特定期間	第2期	27,148,321,579	1,982,432,543	52,118,520,107
	第3期	10,989,121,443	4,067,457,185	59,040,184,365
第3特定期間	第4期	5,342,427,722	1,812,313,970	62,570,298,117
	第5期	894,352,786	2,318,148,457	61,146,502,446
第4特定期間	第6期	171,557,107	2,509,135,497	58,808,924,056
	第7期	79,780,431	3,329,105,938	55,559,598,549
第5特定期間	第8期	71,706,829	5,460,438,225	50,170,867,153
	第9期	52,128,897	2,608,301,917	47,614,694,133

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成21年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

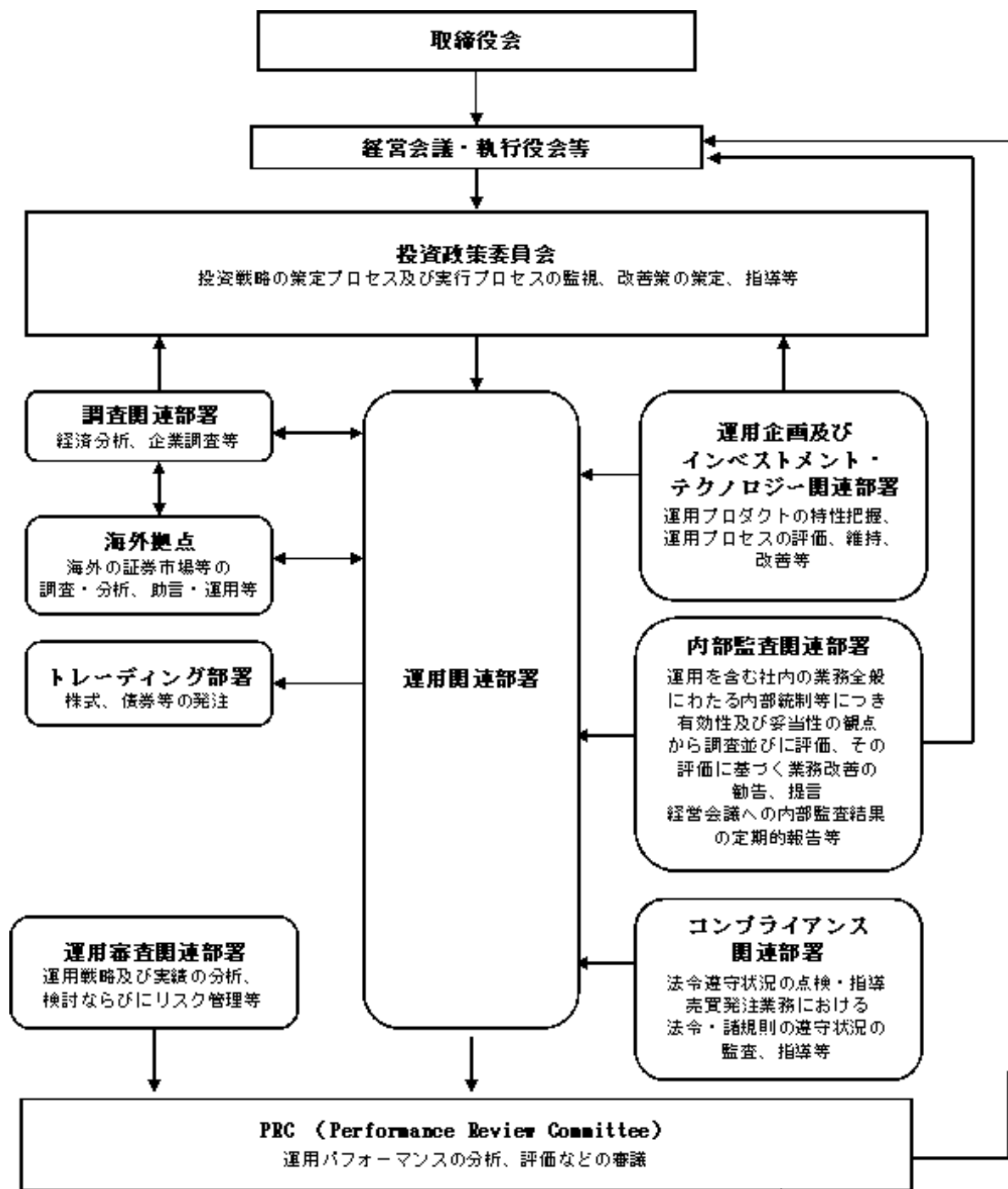
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年2月27日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	539	7,656,696
単位型株式投資信託	21	169,776
追加型公社債投資信託	20	4,842,660
単位型公社債投資信託	0	0
合計	580	12,669,133

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、前事業年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づいて改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年11月17日総理府令第129号)により、当事業年度については、財務諸表等規則ならびに同規則第2条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により、作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前事業年度及び当事業年度については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の前事業年度の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金		0		-	
預金		23,241		-	
現金・預金		-		2,855	
金銭の信託		2,105		32,058	
有価証券		-		6,300	
関係会社短期貸付金		14,000		-	
短期貸付金		-		1,526	
支払委託金		73		-	
収益分配金		73		-	
前払金		30		45	
前払費用		16		9	
未収入金		356		81	
未収委託者報酬		14,048		13,910	
未収収益		2,261		2,030	
繰延税金資産		1,352		1,137	
その他		748		1,072	
貸倒引当金		15		7	
流動資産計		58,221	45.6	61,020	52.0
固定資産					
有形固定資産		1,743		1,972	
建物	2	638		800	
器具備品	2	1,104		1,171	
無形固定資産		7,642		8,857	
ソフトウェア		7,637		8,852	
電話加入権		2		2	
その他		2		2	
投資その他の資産		60,050		45,424	
投資有価証券		44,125		27,606	
関係会社株式	3	15,405		15,739	
従業員長期貸付金		231		194	
長期差入保証金		30		34	
長期前払費用		9		17	
繰延税金資産		-		1,567	
その他		247		264	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計		69,436	54.4	56,253	48.0
資産合計		127,657	100.0	117,274	100.0

		前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		74		148	

未払金	1		14,332			12,848	
未払収益分配金		85			5		
未払償還金		261			105		
未払手数料		6,040			6,115		
その他未払金		7,944			6,622		
未払費用	1		8,486			8,363	
未払法人税等	4		2,640			1,591	
前受収益			9			8	
賞与引当金			1,650			1,730	
その他			86			102	
流動負債計			27,279	21.4		24,794	21.2
固定負債							
退職給付引当金			5,034			5,359	
時効後支払損引当金			-			467	
繰延税金負債			2,434			-	
その他			59			64	
固定負債計			7,528	5.9		5,890	5.0
負債合計			34,808	27.3		30,685	26.2
(純資産の部)							
株主資本			82,451	64.6		81,714	69.7
資本金			17,180			17,180	
資本剰余金			11,729			11,729	
資本準備金		11,729			11,729		
利益剰余金			53,541			52,804	
利益準備金		685			685		
その他利益剰余金		52,856			52,119		
別途積立金		35,606			35,606		
繰越利益剰余金		17,249			16,512		
評価・換算差額等			10,397	8.1		4,874	4.1
その他有価証券評価差額金			11,008			5,124	
繰延ヘッジ損益			610			250	
純資産合計			92,849	72.7		86,589	73.8
負債・純資産合計			127,657	100.0		117,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		82,515		124,893	
投資顧問収入		11,959		-	
運用受託報酬		-		10,506	
その他営業収益		7		8	
営業収益計		94,482	100.0	135,408	100.0
営業費用					
支払手数料		37,426		57,704	
広告宣伝費		2,150		2,439	
公告費		39		27	
受益証券発行費		90		27	
調査費		19,783		32,108	

調査費		1,198			1,576		
委託調査費		18,585			30,532		
委託計算費			882			681	
営業雑経費			2,383			2,950	
通信費		141			175		
印刷費		963			1,375		
協会費		65			76		
諸経費		1,212			1,322		
営業費用計			62,756	66.4		95,938	70.9
一般管理費							
給料			9,292			10,229	
役員報酬	2	1,021			667		
給料・手当		5,542			6,480		
賞与		2,729			3,081		
交際費			205			212	
旅費交通費			615			786	
租税公課			432			637	
不動産賃借料			1,821			1,687	
退職給付費用			93			951	
固定資産減価償却費			1,915			2,543	
諸経費			3,970			5,902	
一般管理費計			18,347	19.4		22,949	16.9
営業利益			13,378	14.2		16,519	12.2

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)			
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業外収益	1						
受取配当金		1,854			2,369		
有価証券利息		160			282		
受取利息		68			86		
デリバティブ利益		-			1,308		
その他		548			337		
営業外収益計			2,632	2.8		4,384	3.2
営業外費用							
デリバティブ損失		86			-		
金銭の信託運用損		-			392		
為替差損		-			67		
時効後支払損引当金繰入額		-			178		
その他		181			8		
営業外費用計			267	0.3		647	0.4
経常利益			15,743	16.7		20,256	15.0
特別利益							
投資有価証券等売却益		7,863			1,421		
関係会社株式売却益		4,893			-		
株式報酬受入益		127			312		
特別利益計			12,884	13.6		1,734	1.3
特別損失							

投資有価証券等売却損		113			80		
投資有価証券等評価損		-			23		
固定資産除却損	3	601			56		
事務所移転費用	4	1,115			-		
過年度時効後支払損引当金繰入額		-			429		
特別損失計			1,830	1.9		589	0.5
税引前当期純利益			26,797	28.4		21,400	15.8
法人税等	5		9,913	10.5		-	
法人税、住民税及び事業税			-			9,211	6.8
法人税等調整額			73	0.1		50	0.0
当期純利益			16,810	17.8		12,139	9.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成18年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	63,606	13,644	77,936	106,846
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩					28,000	28,000	-	-
剰余金の配当						41,205	41,205	41,205
当期純利益						16,810	16,810	16,810
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	-	-	-	-	28,000	3,605	24,394	24,394
平成19年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高（百 万円）	17,435	-	17,435	124,282
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当				41,205
当期純利益				16,810
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	6,427	610	7,038	7,038
事業年度中の変動額合計 （百万円）	6,427	610	7,038	31,433
平成19年3月31日残高（百 万円）	11,008	610	10,397	92,849

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

有価証券報告書（因国投資信託）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成19年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						12,876	12,876	12,876
当期純利益						12,139	12,139	12,139
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	-	-	-	-	-	737	737	737
平成20年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	16,512	52,804	81,714

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成19年 3 月31日残高（百 万円）	11,008	610	10,397	92,849
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				12,876
当期純利益				12,139
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	5,883	360	5,522	5,522
事業年度中の変動額合計 （百万円）	5,883	360	5,522	6,259
平成20年 3 月31日残高（百 万円）	5,124	250	4,874	86,589

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)

(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左) (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左) 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 (同左)
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 (同左)

6．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9．連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6．リース取引の処理方法 (同左) 7．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8．消費税等の会計処理方法 (同左) 9．連結納税制度の適用 (同左)
--	--

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は93,459百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—————

（ストック・オプション等に関する会計基準） 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。 当社は、親会社において計上された株式報酬費用相当額を人件費として計上し、同額を特別利益に計上しております。 これにより、営業利益及び経常利益が127百万円減少し、特別利益が同額増加しております。なお、税引前当期純利益への影響はございません。	_____
_____	（有形固定資産の減価償却方法） 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
_____	（負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理） 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
_____	（貸借対照表関係） 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。
_____	（損益計算書関係） 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。

	3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。
--	---

[追加情報]

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
_____	(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成19年 3 月31日)	当事業年度末 (平成20年 3 月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 7,067百万円 未払費用 2,029	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 118百万円 器具備品 362 合計 481	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736
3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円	3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円
4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額35百万円が含まれております。	4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,404百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)

3. 固定資産除却損 ソフトウェアの除却損であります。	3. 固定資産除却損 器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56
4. 事務所移転費用の内訳 固定資産除却損 287百万円 器具備品費用 643百万円 原状回復費用 185百万円	
5. 法人税等 法人税、住民税及び事業税の充当額であります。	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年 5月17日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	41,205百万円
1株当たり配当額	8,000円
基準日	平成18年 3月31日
効力発生日	平成18年 5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年 5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年 3月31日
効力発生日	平成19年 5月31日

当事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年 5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
--------	-----------

1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,569百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>807</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>761</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>294百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>483</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>777</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>314百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>294</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>21</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	取得価額相当額	1,569百万円	減価償却累計額相当額	807	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	761	1年以内	294百万円	1年超	483	合計	777	支払リース料	314百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	294	支払利息相当額	21	減損損失	-	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,453百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>814</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>639</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>281百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>368</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>650</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>332百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>309</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>19</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 (同左) 利息相当額の算定方法 (同左)	取得価額相当額	1,453百万円	減価償却累計額相当額	814	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	639	1年以内	281百万円	1年超	368	合計	650	支払リース料	332百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	309	支払利息相当額	19	減損損失	-
取得価額相当額	1,569百万円																																																
減価償却累計額相当額	807																																																
減損損失累計額相当額	-																																																
期末残高相当額	761																																																
1年以内	294百万円																																																
1年超	483																																																
合計	777																																																
支払リース料	314百万円																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																
減価償却費相当額	294																																																
支払利息相当額	21																																																
減損損失	-																																																
取得価額相当額	1,453百万円																																																
減価償却累計額相当額	814																																																
減損損失累計額相当額	-																																																
期末残高相当額	639																																																
1年以内	281百万円																																																
1年超	368																																																
合計	650																																																
支払リース料	332百万円																																																
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																
減価償却費相当額	309																																																
支払利息相当額	19																																																
減損損失	-																																																

2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年以内	1年以内
1年超	1年超
合計	合計
6百万円	4百万円
9	5
16	9

有価証券関係

1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959
合計	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959

4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	15,022	14,739	282	7,649	7,366
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他(1)	17,966	21,998	4,032	11,678	13,542	1,864
小計	18,249	37,020	18,771	11,961	21,192	9,231
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,955	5,842	112	5,906	5,362	544
小計	5,955	5,842	112	5,906	5,362	544
合計	24,205	42,863	18,658	17,868	26,554	8,686

- (1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は610百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
売却額	14,047百万円	7,970百万円
売却益の合計額	7,844百万円	1,419百万円
売却損の合計額	113百万円	80百万円

６．時価評価されていない主な有価証券(上記２．及び３．を除く)

区分	前事業年度末 (平成19年 3 月31日)	当事業年度末 (平成20年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	-	6,300
非上場株式	1,261	1,052
合計	1,261	7,352
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,073	4,408
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,341	12,675

７．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成19年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
１．債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
２．その他	378	-	6,867	2,973
合計	378	-	6,867	2,973

当事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	6,300	-	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ヘッジ方針 (同左) ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

２．取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成19年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,922	-	3,008	86
合計		2,922	-	3,008	86

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	-	2,787	96
市場取引以外の取引	スワップ取引 短期変動金利受取 ・ 株価指数変化率 支払	4,663	-	6	6
合計		7,354	-	2,781	102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)	
１．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
２．退職給付債務に関する事項(平成19年３月31日)	
イ．退職給付債務	12,512百万円
ロ．年金資産	5,929
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	6,583
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ．未認識数理計算上の差異	1,271
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	277
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	5,034
チ．前払年金費用	—
リ．退職給付引当金(ト－チ)	5,034

３．退職給付費用に関する事項(自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)

イ．勤務費用	468百万円
ロ．利息費用	256
ハ．期待運用収益	142
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	545
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	16
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	53
チ．その他(注)	40
計	93

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成20年３月31日)

イ．退職給付債務	13,227百万円
ロ．年金資産	5,569
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	7,657
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ．未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	5,359
チ．前払年金費用	—
リ．退職給付引当金(ト－チ)	5,359

３．退職給付費用に関する事項(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

イ．勤務費用	529百万円
ロ．利息費用	262
ハ．期待運用収益	148
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	16
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	904
チ．その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 2,063 所有株式税務簿価通算差異 884 ゴルフ会員権評価減 549 投資有価証券評価減 800 減価償却超過額 265 子会社株式売却損 196 賞与引当金損金算入限度超過額 676 事業税 604 繰延ヘッジ損失 424 その他 101 繰延税金資産計 6,567 繰延税金負債 有価証券評価差額金 7,650 繰延税金負債計 7,650 繰延税金負債(純額) 1,082	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 2,197 所有株式税務簿価通算差異 884 ゴルフ会員権評価減 508 投資有価証券評価減 673 減価償却超過額 273 子会社株式売却損 196 賞与引当金損金算入限度超過額 709 事業税 350 時効後支払損引当金 191 繰延ヘッジ損失 173 その他 107 繰延税金資産計 6,266 繰延税金負債 有価証券評価差額金 3,561 繰延税金負債計 3,561 繰延税金資産(純額) 2,705
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 41.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.7% 住民税等均等割 0.0% タックスヘイブン課税済留保金 1.3% 外国税額控除 1.1% その他 0.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.3%	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 41.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.6% 住民税等均等割 0.0% タックスヘイブン課税 4.7% 外国税額控除 1.1% その他 0.9% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.3%

関連当事者との取引

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	-	関係会社短期貸付金	14,000
								貸付金利息の受入	39	未収金	4

２．役員及び個人主要株主等

該当はありません。

３．子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.3%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託 (*2)	5,137	未払費用	1,282

４．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	なし	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	28,227	未払手数料	4,919

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				

親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (* 1)	57,000	-	-
								資金の回収	71,000	-	-
								貸付金利息 の受入	33	-	-

2. 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (* 1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
- (* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

1株当たり純資産額	18,026円51銭	1株当たり純資産額	16,811円16銭
1株当たり当期純利益	3,263円77銭	1株当たり当期純利益	2,356円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	16,810百万円	損益計算書上の当期純利益	12,139百万円
普通株式に係る当期純利益	16,810百万円	普通株式に係る当期純利益	12,139百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株
（追加情報）			
当事業年度より、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。			
なお、前事業年度と同様の方法により算定した当事業年度の1株当たり純資産額は18,145円12銭となります。			

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成20年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,540
金銭の信託		41,940
有価証券		5,600
短期貸付金		1,678
未収委託者報酬		12,038
未収収益		2,788
繰延税金資産		1,042
その他		1,514
貸倒引当金		7
流動資産計		68,135
固定資産		
有形固定資産	1	2,148
無形固定資産		10,920
ソフトウェア		10,916
その他		4
投資その他の資産		37,068
投資有価証券		19,041
関係会社株式	2	15,739
繰延税金資産		1,432
その他		855
貸倒引当金		0
固定資産計		50,137
資産合計		118,272

		平成20年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		26,000
未払収益分配金		5
未払償還金		92
未払手数料		5,204
その他未払金	3	2,665
未払費用		7,239
リース債務		99
未払法人税等		1,649
賞与引当金		1,410
その他		156
流動負債計		44,521
固定負債		
リース債務		388
退職給付引当金		5,574
時効後支払損引当金		468
その他		21
固定負債計		6,452
負債合計		50,974
(純資産の部)		
株主資本		62,101
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		33,191
利益準備金		685
その他利益剰余金		32,506
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		7,899
評価・換算差額等		5,197
その他有価証券評価差額金		5,358
繰延ヘッジ損益		161
純資産合計		67,298
負債・純資産合計		118,272

中間損益計算書

		自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,507
運用受託報酬		4,697
その他営業収益		8
営業収益計		57,213
営業費用		
支払手数料		24,565
調査費		13,117
その他営業費用		2,441
営業費用計		40,124
一般管理費	1	11,296
営業利益		5,791
営業外収益	2	5,343
営業外費用	3	979
経常利益		10,155
特別利益	4	1,117
特別損失	5	664
税引前中間純利益		10,608
法人税、住民税及び事業税		3,689
法人税等調整額		6
中間純利益		6,913

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	35,606
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	11,000
当中間期変動額合計	11,000
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
前期末残高	16,512
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	11,000
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	8,612
当中間期末残高	7,899

利益剰余金合計	
前期末残高	52,804
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	19,612
当中間期末残高	33,191
株主資本合計	
前期末残高	81,714
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	19,612
当中間期末残高	62,101
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	233
当中間期変動額合計	233
当中間期末残高	5,358
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	250
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	88
当中間期変動額合計	88
当中間期末残高	161
評価・換算差額等合計	
前期末残高	4,874
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	322
当中間期末残高	5,197
純資産合計	
前期末残高	86,589
当中間期変動額	
剰余金の配当	26,526
中間純利益	6,913
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	19,290
当中間期末残高	67,298

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6 リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日
リース取引に関する会計基準	当中間会計期間より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日以降に開始する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この結果、従来の方法に比して、「有形固定資産」は334百万円、「無形固定資産」は150百万円、「流動負債 リース債務」は99百万円、「固定負債 リース債務」は388百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成20年 9 月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	951百万円
2 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。	
関係会社株式	3,064百万円
3 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	216百万円
無形固定資産	1,286百万円
長期前払費用	3百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,697百万円
収益分配金	196百万円
受取利息	24百万円
デリバティブ利益	310百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	847百万円
支払利息	80百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	964百万円
株式報酬受入益	152百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	664百万円
投資有価証券評価損	0百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	平成20年 3 月末	増加	減少	平成20年 9 月末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成20年 5 月28日の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
（1）配当金の総額	26,526百万円			
（2）1 株当たり配当額	5,150円			
（3）基準日	平成20年 3 月31日			
（4）効力発生日	平成20年 6 月 2 日			

リース取引関係

自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの)	
リース資産の内容	
有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)	
主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。	
リース資産の減価償却の方法	
中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の「4 固定資産の減価償却の方法」に記載した とおりであります。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっているもの)	
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	1,382百万円
減価償却累計額相当額	885
中間期末残高相当額	497
未経過リース料中間期末残高相当額	
1 年内	249百万円
1 年超	263
合計	513
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	153百万円
減価償却費相当額	142
支払利息相当額	8
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分 方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1 年内	6百万円
1 年超	6
合計	13

有価証券関係

当中間会計期間末(平成20年 9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,197	89,133
合計	3,064	92,197	89,133

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	8,893	8,610
(2) その他()	8,624	9,095	471
合計	8,906	17,988	9,081

() 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は189百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益28百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	5,600
非上場株式	1,052

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

1 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
スワップ取引 短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	1,350	-	359	359

2 商品関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
商品指数先物取引 売建	647	-	598	48

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

1 株当たり情報

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	13,065円91銭
1株当たり中間純利益	1,342円19銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	6,913百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	6,913百万円
期中平均株式数	5,150千株

重要な後発事象

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日

当社は、平成20年10月15日の経営会議において、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行うことを決定しました。当社は、移行時に「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し当該制度の改廃に伴う財務諸表に与える影響額を認識する予定であります。なお、移行時の退職給付債務等が確定していないことからその影響額は未確定であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成21年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 平成21年1月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

* 平成20年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

< 再信託受託者の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金：10,000百万円
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年7月24日	臨時報告書
平成20年10月9日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成20年10月23日	臨時報告書

1 JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

アナリストの調査・分析活動においては、「JPM日本株式ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断（主観的判断）のみに頼ることなく、配当割引モデル（DDM）等を通じてその修正を行います。

ベンチマークであるTOPIX（配当込み）に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

（B）信託期間

無期限（平成16年11月18日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8505%（税抜0.81%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

2 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

ファンドは、S&P500種株価指数を委託会社が円ベースに換算した指数をベンチマークとします。

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成16年8月19日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

（Ｄ）管理報酬等

（１）信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.91875%（税抜年0.875%）の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

（２）その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）にファンドおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

3 ピクテ欧州ファンドFB（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるピクテ欧州ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドはMSCI欧州株価指数（円換算指数）をベンチマークとします。

ファンドは「ピクテ欧州ファンド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成16年8月19日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

欧州各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行ない、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行ないます。

株式への実質投資割合は、株式100%を基本とします。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタル分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を発掘し、投資することを基本とします。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、投資対象市場が休場等の場合や市況動向、資金動向等によっては、一時的に投資割合を引き下げる場合があります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ビクテ・アセット・マネジメント・リミテッドにファンドおよびマザーファンドの株式の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等はヘッジ目的に限定します。

4 MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

MFS欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドはMSCI ヨーロッパ インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「MFS欧州株 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜0.75%）の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

5 JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMエマージング株式フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として世界の新興国^{*1}で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券^{*2}を用いた投資も行います。

*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、株式と同様に有価証券が取引される市場等で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち^{*}、積極的な運用を行います。

* 経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）をベンチマークとします。

委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「JPMエマージング株式フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成18年1月25日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.9765%（税抜0.93%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、信託財産に係る監査費用として信託財産の純資産総額に対して年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

（２）投資態度

世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに所属する「グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

（３）主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

6 ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとします。

NOMURA-BPI 総合は野村證券株式会社が公表している公社債の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3675%（税抜年0.35%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター（種別・格付別等）配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債（1社以上の指定格付機関から投資適格格付（BBB格相当以上、BBB-を含みます。）を受けている公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。）とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上（B-を含みます。）の格付を受けているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

7 ノムラ - ブラックロック米国債券オープンFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主として米国ドル建ての公社債に実質的に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、主として、（ ）米国の国債（政府機関債を含む。以下同じ。）（以下「米国国債」といいます。）、（ ）会社およびその他の発行体によって発行された債券（以下「社債」といいます。）および（ ）アセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。

ファンドは、米国国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米国国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。

ファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。

- （ ）相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- （ ）デュレーション管理
- （ ）個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析
- （ ）徹底した信用分析

米国国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および利息の支払いが保証されている債券に投資します。

社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行なうためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。

アセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその±20%の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

投資する証券は、主として、投資適格格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上の投資適格格付未満の証券へ投資できるものとします。

投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の実質投資割合は信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、マザーファンドの海外の公社債等（短期金融商品を含む）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

為替予約の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

8 ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ファンドは、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラーインサイト欧州債券 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Northern Trust Companyに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（１）投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ない、ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

9 アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年10月13 日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。

実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付をBBB格以上に保ちます。

実質的に投資する債券の最低格付はCCC - 格とします。

マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

債券の運用プロセスは、

- （１）ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析
- （２）デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーの

ポジショニングの決定

- （３）モデルポートフォリオの構築とコントロール
- （４）当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール

の４つのステップで行います。

資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

10 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。

エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当初設定数ヵ月の間は、追加設定・一部解約の資金状況をみながら、マザーファンドへの投資を通じたエマージング・マーケット債への実質的な投資を段階的に進めることもあります。

投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーにマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

11 ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース） をベンチマークとします。

「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券を実質的な主要投資対象とします。

新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

（２）投資態度

投資する債券については、ファンド全体の加重平均格付をBB格相当以下とすることを基本とします。

マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、銘柄分散に配慮し、ポートフォリオの構築を行なうことを基本とします。

先進国のハイ・イールド債券および新興国の債券等への投資配分比率を投資環境に応じて変更し、高水準のインカムゲインの確保と多様な投資機会の追求を図ります。

投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・米国ドル建のハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。
- ・米国ドル建以外の債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

12 AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるAIG米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に投資を行ない、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円ベース） をベンチマークとします。

メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円ベース）は、Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「AIG米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	AIGインベストメンツ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	AIGグローバル・インベストメント・コープ

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.672%（税抜年0.64%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

（１）投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

（２）投資態度

主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ハイ・イールド・ボンドの実質組入比率は、原則として高位を維持します。

実質組入対象とするハイ・イールド・ボンドは、主に、BB格（スタンダード・アンド・プアーズ社）以下またはBa格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以下の格付けを取得している銘柄とします。なお、上記を上回る格付けを取得している銘柄、格付けを取得していない銘柄を組入れることもあります。

ポートフォリオの構築にあたっては、独自の信用リスク分析に加え、発行体の収益動向、バリュエーションなど各種分析を通じて、割安と判断される銘柄を選定するとともに、銘柄分散、業種分散に配慮して運用を行いません。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用にあたっては、AIGグローバル・インベストメント・コープにマザーファンドの外貨建資産の運用に関する権限を委託します。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。

同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

（４）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

■ベンチマークについて■

指定投資信託証券のうち、各FBおよび各FDは、ベンチマーク欄に記載の各インデックスの円換算ベースの指数（各委託会社が日々の為替レートに乗じて円換算した指数を含む）をそれぞれベンチマークとします。

東証株価指数（TOPIX（配当込み））は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

S&P500種株価指数は、スタンダード・プアーズ社が公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード・プアーズ社に帰属しております。

MSCI ヨーロッパ インデックス（MSCI欧州株価指数）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI総合（NOMURA - ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）は野村證券株式会社が公表している公社債の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスおよびパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（JP Morgan Emerging Market Bond Index Global）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index）は、メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。（野村アセットマネジメントは、メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

■指定投資信託証券の委託会社について■

指定投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年（1971年）	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
昭和60年（1985年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成2年（1990年）	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年（1995年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年（2001年）	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年（2006年）	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成20年（2008年）	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年（1996年）2月6日	会社設立
平成14年（2002年）4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に變更

ピクテ投信投資顧問株式会社

昭和56年（1981年）	ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年（1986年）	ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年（1987年）	投資顧問業の登録
同年	投資一任業務の認可取得
平成9年（1997年）	ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
同年	投資信託委託業務の免許取得

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
平成10年（1998年）6月30日	投資顧問業の登録
平成11年（1999年）2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
平成11年（1999年）12月9日	証券投資信託委託業の認可
平成12年（2000年）8月1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

アイエヌジー投信株式会社

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録

アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成8年10月28日	アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
平成8年12月3日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年12月9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成12年1月1日	商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
平成18年4月3日	商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更

AIGインベストメンツ株式会社

昭和61年（1986年）11月	エーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立
昭和62年（1987年）1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更

平成9年（1997年）2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更
平成13年（2001年）7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更
平成20年（2008年）4月	AIGインベストメンツ株式会社に名称変更

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高尾 幸 治
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
----------------	-------	-------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバル・ファンズ・プレミアム（3ヵ月決算型）の平成20年1月18日から平成20年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村グローバル・ファンズ・プレミアム（3ヵ月決算型）の平成20年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバル・ファンズ・プレミアム（3ヵ月決算型）の平成20年7月18日から平成21年1月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村グローバル・ファンズ・プレミアム（3ヵ月決算型）の平成21年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)